

豊見城市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認め、本件請求を棄却します。

第2 請求の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出日

令和3年7月12日

3 請求の内容

請求人提出の監査請求の要旨及び措置請求は、次のとおりです。

豊見城市は令和3年5月19日付で86歳以上の高齢者を対象にした接種予約案内及びワクチン接種予約開始時の混乱に対する市長謝罪文書を65歳以上の請求者へ送付した(別添1)。

豊見城市の高齢者は約13,000人でこのうち86歳以上の高齢者は約1,700人である。接種予約案内は86歳以上が対象であることから、上記の約1,700人のみへ送付するのが妥当だと考えるが、市は送付対象者を絞り込まず、謝罪文を送付するという名目で高齢者13,000人全員に送付した。これは税の浪費であるから、当文書の送付に関わった福祉健康部ワクチン接種対策室班長及び室長、福祉健康部長及び市長4人に対し、不当な支出である1,380,000円の市への返還を要求する。

なお、1,380,000円の根拠は以下のとおりであり、請求者が情報開示請求により算出した。

・今回の送付文書に関する支出した経費

印刷枚数	印刷費	郵送経費	経費合計
13,600枚	822,800円	767,760円	1,590,560円

① 上記の合計金額を高齢者数で割った一人あたりの単価

$$1,590,000 \div 13,000 \approx 122 \text{ 円}$$

② 86歳以上の高齢者1,700人

$$1,700 \times 122 \approx 207,000 \text{ 円}$$

③ 経費合計 - 85歳以上の経費

$$1,590,000 - 207,000 \approx 1,380,000 \text{ 円}$$

4 要件審査

監査委員は、令和3年7月13日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

豊見城市（以下「市」といいます。）が令和3年5月19日付で送付した「新型コロナウイルスワクチン接種予約受付について」と題する文書（別紙含む。以下「本件文書」といいます。）の印刷及び郵送に係る費用を支出することについて、監査対象事項としました。

2 監査対象部局

福祉健康部健康推進課ワクチン接種対策室を監査対象部局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は令和3年7月21日に陳述を行いました。

また、同日に監査対象部局から経緯等を記載した文書の提出を受けるとともに、同室職員の陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 事実関係の認定

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象部局からの提出書面及び監査対象部局の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) ワクチン接種予約受付までの経緯

令和3年4月16日 65歳以上の高齢者約13,000人へワクチン接種クーポンを発送。

令和3年4月21日 65歳以上の高齢者へ予約受付に係るチラシを発送。

令和3年4月26日 ワクチン接種のWeb及び電話予約受付開始。

予約の問い合わせが殺到し、8時30分に開始した予約受付は、8時46分頃に900件の予約が完了した。コールセンターの電話が繋がりにくい状態や多くの方が予約できないなどの不満の声が寄せられた。

(2) 本件文書の発送

監査対象部局は、4月26日の予約受付状況を踏まえ、6月分の予約については、予約枠1,175人に対し、接種希望者7割を見込んで86歳以上の高齢者約1,700人に対象を絞り込むこととした。そして、その旨を記載した予約受付文書を作成した上で4月26日の予約受付の際の混乱をお詫びする旨を記載した鏡文を付けて、65歳以上の高齢者約13,000人に送付した。なお、本件文書の送付について監査対象部局は、本件文書の印刷製本費及び郵送費の支出に関する支出負担行為等の財務会計行為を行っている。

(3) その後の対応

監査対象部局は、6月分以降の予約受付の変更及びお詫びについて、広報とみぐすく令和3年6月号に掲載して周知した。

令和3年6月9日には、市内の81歳～85歳のワクチン未接種者1,626人に対し、6月期の追加案内ハガキを送付し、令和3年6月17日には、市内の65歳以上のワクチン未接種者8,618名に対し、令和3年6月24日から令和3年7月10日までの予約案内ハガキを送付した。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

市民に対する事業の広報・周知にあたり、どのような手法を選択するかは、市の裁量に委ねられているものと考えられます。そうした裁量行為に関しては、裁量権の逸脱又は濫用があった場合に、当該行為は違法となるものと解されます（最高裁平成16年7月13日判決、最高裁平成20年1月18日判決、最高裁平成25年3月28日判決同旨）。

また、その行為に裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があったときに、当該行為は不当性を有するものと解されます。

本件において監査対象部局は、当初予約案内開始時の混乱を踏まえ、予約受付対象者を86歳以上の高齢者に絞り込むこととし、その旨を記載した本件文書を送付しているところ、本件文書の送付対象を86歳以上の方ではなく、65歳以上の方としたのは、当初のクーポン券発送対象者が65歳以上の方であり、65歳以上の高齢者に対し予約受付に係るチラシを送付していたことから、65歳以上の方に対して予約受付対象年齢変更の案内を行わないとさらに混乱を招く可能性があったためであると認められます。

このような監査対象部局の判断に裁量権の逸脱や濫用は認められず、また、不合理な判断であるとも認められません。

周知方法に関して、広報誌やホームページの活用ではなく、本件文書としたことについても、広報6月号が全世帯へ配布されるのは6月上旬であり、5月31日を予約開始日としてお知らせするには間に合わないことからすれば、これを不合理なものとは認

められません。また、65歳以上の方はホームページを見るよりも文書を見る可能性が高いことから考えても、本件文書の送付が不合理なものとは認められません。

請求人の主張の趣旨は、市長の謝罪文をわざわざ費用をかけて文書で送付することは税金の無駄遣いであるという点にあると思われませんが、本件文書の主たる目的はその内容からみても、予約受付対象者を変更することを伝えることにあり、市長のお詫びを伝えることにあるとは認められません。

3 結論

以上のとおり、本件文書に係る印刷費及び郵送費を支出することは、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえ、請求人の主張には理由がないと判断しました。

令和 3 年 5 月 19 日

高齢者（65 歳以上）の皆様へ

豊見城市長 山 川 仁

新型コロナウイルスワクチン接種予約受付について

この度、新型コロナウイルスワクチン接種 65 歳以上を対象に第 1 回（5 月期分）900 人の予約受付を実施したところ、予約の問い合わせが殺到し、コールセンターの電話が繋がりにくい状態や多くの方が予約できないなど、ご迷惑をお掛けしたことに對し、心よりお詫び申し上げます。

前回の予約受付時の状況を踏まえ、受付方法を見直し、別紙のとおり年齢の高い層順に受付することに改めることといたします。

今後ともワクチン接種について、円滑な推進に努めて参りますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種（6月期）予約受付

※本通知は65歳以上の方全員に送付しております。

対象者

86歳以上（昭和11年4月1日以前に生まれた方）

※1回目接種の方が対象になります。

費用

無料 ※完全予約制

予約開始日

令和3年**5月31日**（月）

予約方法は裏面へ

接種場所

豊見城市役所 2階 保健センター

集団接種スケジュール

6月

6日 (日)	10日 (木)	12日 (土)	17日 (木)	19日 (土)	20日 (日)
-----------	------------	------------	------------	------------	------------

予約受付人数 **1,175人**

※2回目接種の予約は1回目接種後に会場で受け付けます。

ワクチン接種当日、次のものをご持参ください。

- 接種クーポン券
- 予診票（1回目接種の方：黄色 2回目接種の方：緑）
- 本人確認書類（健康保険証や運転免許証など身分を証明できるもの）

※今回、予約対象でない方につきましてはワクチン供給量、医療従事者との調整によりご案内致しますので安心してお待ちください。

予約について

- 集団接種は、**完全予約制**です。
- 受付締切り：接種日の**3日前** ※定員に達し次第、申し込み受付終了
- 予約時に**接種券番号**(クーポン券に記載)を使用しますので、ご準備ください。

予約方法 1

Web 予約

5月31日(月) 8時30分 受付開始



① 右のQRコードを読みとるまたは下記 URL のページを開く
<https://www.city.tomigusuku.lg.jp/health/30/3368/15046>

- ② 開いたページから、“新型コロナウイルスワクチン接種集団予約フォーム”へ進んでください。
- ③ その後、フォームの案内に沿って接種希望日及び予約者情報を入力してください。

※予約日を忘れないようにクーポン券下部のメモ欄等に予約情報を記入してください。

※Web 予約の流れについては下記のページよりご確認ください。

「豊見城市ホームページ 新型コロナウイルスワクチン接種について」

<https://www.city.tomigusuku.lg.jp/health/30/3368/15046>

予約方法 2

電話予約

5月31日(月) 8時30分 受付開始

受付時間：平日 8時30分～17時00分

T E L：098-850-0547

※電話予約は込み合う場合があります。

Web 環境がご利用できる方は Web 予約をご検討ください。

巡回接種(高齢者入所施設等)について

高齢者入所施設等での巡回接種は5月中旬から順次開始します。

高齢者施設等に入所している方は、その施設でのワクチン接種が受けられるようになります。

※介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム及び障害者支援施設等

お問合せについて

予約方法や接種クーポン券についてのお問合せは

豊見城市コロナワクチン接種コールセンター 098-850-0547 受付時間：平日 8:30-17:00